分」とあるのは「取立てその他の処分」と、「並びに振替機関等」とあるのは「買取口座開設振替機関等」と、「権利者が口座の開設を受けているもの」とあるのは「振替社債等の発行者（以下この条において「発行者」という。）が当該買取口座の開設を受けているもの」と、「振替及び抹消を禁止する」とあるのは「振替を禁止し、及び発行者に対し振替の申請その他の処分を禁止する」とする。

一　社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項（同法第二百二十八条第一項及び第二百三十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する株式買取請求、投資口買取請求又は優先出資買取請求　同法第百五十五条第一項に規定する買取口座

二　社債、株式等の振替に関する法律第百八十三条第一項（同法第二百四十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求　同法第百八十三条第一項に規定する買取口座

三　社債、株式等の振替に関する法律第二百十五条第一項に規定する新株予約権付社債買取請求　同項に規定する買取口座

四　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十九条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

五　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

六　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十六条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

七　社債、株式等の振替に関する法律第二百六十七条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

八　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十三条第一項に規定する株式買取請求　同項に規定する買取口座

九　社債、株式等の振替に関する法律第二百七十四条第一項に規定する新株予約権買取請求　同項に規定する買取口座

（民事再生規則の一部改正）

第四条　民事再生規則（平成十二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し及び同条第一項並びに第四十条、第八十八条、第百八条の二、第百十条第二項及び第百二十一条の二中「事業の譲渡」を「事業等の譲渡」に改める。

第百四十四条の見出し中「変わる」を「代わる」に改め、同条中「（事業の譲渡」を「（事業等の譲渡」に改める。

附　則

この規則は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

最高裁判所長官　寺田　逸郎

省　令

○環境省令第十五号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第二十三条の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月八日

環境大臣　望月　義夫

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十六年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第七条第六項」を「第七条第四項及び第六項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。